

令和4年10月25日  
血液事業部会安全技術調査会

新型コロナウイルス既感染者の採血制限について

1. 新型コロナウイルス既感染者に対する対応についてのこれまでの経緯
  - 新型コロナウイルス既感染者に対する採血制限については、令和2年7月22日に開催された令和2年度第1回安全技術調査会以降、数度にわたって議論を行ってきたところである。
  - 厚生労働科学研究班（「安全な血液製剤の安定供給に資する適切な採血事業体制の構築のための研究」（代表 浜口功 国立感染症研究所血液・安全性研究部 部長））で整理した知見を踏まえて、令和3年7月27日に開催された令和3年度第2回安全技術調査会でご審議頂いた。その結果、献血者及び血液製剤の安全性確保の観点、並びに採血所における感染拡大防止の観点から、以下の案にてご了承いただいた。

新型コロナウイルス既感染者の採血制限

対象者	採血制限の期間
新型コロナウイルス感染症と診断された者	症状消失 <sup>※1</sup> （無症候の場合は陽性となった検査の検体採取日）から4週間 <sup>※2</sup>

※1：症状消失の定義は、新型コロナウイルス感染症診療の手引きによる退院基準・解除基準に基づく。

※2：採血を実施するにあたり、献血者の安全性の観点から問題があると考えられる後遺症の有無等に係る問診を適切に行うことにより、採血を回避すべきと考えられる後遺症を発症している者については、対象から除外する。なお、必要に応じて、当該問診に加えて動脈血酸素飽和度の測定を行うこと。

- 上記の審議結果を反映させた「新興・再興感染症（新型コロナウイルス感染症）の既感染者に対する安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第25条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第2の1（1）及び2（1）に規定する問診等について」（令和3年8月23日付け薬生発0823第9号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）を発出し、「なお、新興・再興感染症につ

いては、今後新たな知見が得られる可能性等も踏まえ、本問診等の適切性について再考する必要があると考えることから、少なくとも1年ごとに本通知の適切性について評価すること」としたところである。

- 上記の通知発出から1年が経過し、厚生労働科学研究班（「安全な血液製剤の安定供給に資する適切な採血事業体制の構築のための研究」（代表 大隈和 関西医科大学 医学部 微生物学講座 教授）、以下「大隈班」という。）において改めて知見の収集・整理を行ったことを受け、同通知の適切性について評価することとしたい。

## 2. 大隈班の見解

- 令和4年9月30日に研究会議を開催し、以下の理由から、新型コロナウイルス既感染者の採血制限については変更不要とする旨の意見を取り纏めた。
  - 新型コロナウイルス感染後の感染性ウイルスの排出期間は、PCR陰性になるまでの期間・培養による確認方法にて、デルタ株・オミクロン株共に11日以内と考えられている。
  - 諸外国における新型コロナウイルス既感染者の症状消失後の採血制限期間は4週間より短いものが多い。
  - 現行の基準に従った運用の中で、血液製剤の供給への影響は現時点までに生じていない。

## 3. 対応方針

以上の議論を踏まえ、安全技術調査会として、新型コロナウイルス既感染者の採血制限について、変更しない（症状消失（無症候の場合は陽性となった検査の検体採取日）から4週間のままとする）案についてご審議頂きたい。